



令和4年度（2022）伝統的建造物群保存地区台帳

道府県	京都府	記入日: R 4. 4.28
市町村	京都市	
地区名	京都市祇園新橋	
重伝建選定年月日	昭51. 9. 4	
拡大選定年月日	—	
種別	茶屋町	
面積 (ha)	1.4	
選定基準	(一)	

		1	2	3	4	5			
基本事項	条例	名称	京都市伝統的建造物群保存地区条例						
		公布日	S51. 4. 1						
		最新交付日							
	地区決定	決定告示日	S51. 6. 8						
		最新変更告示日							
	保存計画	策定告示日	S51. 7. 1						
		最新改訂日	H15. 1.31						
	概要	八坂神社周辺の茶屋町として江戸時代中頃から賑わった地域で、祇園六町のうち新橋通を中心とした茶屋町である。茶屋の建物は、切妻造棟瓦葺、平入二階建てで元治2年（1865年）大火直後の建築。一階は千本格子、二階は縁を出し「すだれ」を掛ける。隣り合う庇は同高で統一感がある。							
	物件数	伝統的建造物 (建築物)	55	主屋 5 2 件, 付属屋 2 件, 社 1 件					
		伝統的建造物 (工作物)	15	垣 3 件, 木戸門 6 件, 門垣 2 件, 玉垣 2 件, 橋 2 件					
		環境物件	4	樹木 3 件, 川 1 件					
関連指定等	関連条例	名称	京都市市街地景観整備条例(市)、京都市屋外広告物等に関する条例(市)、京都市眺望景観創生条例(市)						
	地区内文化財数	建造物	0	史跡	—	名勝			
		国指定	0	0	—	有形民俗文化財			
		県指定	0	0	0	無形民俗文化財			
	市指定	0	0	0	0	0			
	国登録・国選択	0	—	—	—	0			
施設・団体・ 地区行事など	地区内公開施設	名称							
		文化財種別							
		公開状況							
		名称							
		文化財種別							
		公開状況							
		名称							
		文化財種別							
		公開状況							
		住民保存会	有無	無し					
	保存会・ まちづくり団体	名称							
		結成年							
		構成員							
		主な活動							
	保存会以外で支援 している民間組織 (1)	名称	元吉町まちづくり部						
		主な活動	元吉町と祇園新橋の将来像について皆で考えていく組織						
		名称							
	保存会以外で支援 している民間組織 (2)	主な活動							

伝建修理・修景・防災などの助成措置	助成措置	補助率	8/10
	修理－主屋	上限（万円）	600
	助成措置	補助率	8/10
	修理－蔵	上限（万円）	600
	助成措置	補助率	8/10
	修理－工作物	上限（万円）	600
	助成措置	補助率	2/3
	修景－主屋	上限（万円）	600
	助成措置	補助率	2/3
	修景－蔵	上限（万円）	600
関連計画 その他	助成措置	補助率	2/3
	修景－工作物	上限（万円）	600
	都市計画法	都計区域	都市計画区域
		用途地域	商業
		防火地域	法22条区域
		法条例	京都市市街地景観整備条例
		地域名	歴史遺産型美観地区祇園繩手・新門前歴史の景観保全修景地区、旧市街地型美観地区
		区分	市町村条例
		制定日	
		法条例	京都市屋外広告物等に関する条例
保存地区関係の地区計画・法条例		地域名	祇園新橋屋外広告物等特別規制地区、屋外広告物規制区域 第4種地域、屋外広告物規制区域 歴史遺産型第2種地域、屋外広告物禁止
		区分	市町村条例
		制定日	S31.11.1
		法条例	京都市眺望景観創生条例
		地域名	近景デザイン保全区域、遠景デザイン保全区域
		区分	市町村条例
		制定日	H19. 3.23
		法条例	
		地域名	
		区分	
関連計画 その他		制定日	
		法条例	
		地域名	
		区分	
		制定日	
		法条例	
		地域名	
		区分	
		制定日	
		法条例	
不均一課税条例		地域名	
		区分	
		制定日	
		最終改正	
建築基準法緩和条例			
景観計画			
歴まち法 計画の認定			
防災計画			
市町村全域に係る 防災計画			
耐震マニュアル			

一般住宅の耐震診断・耐震補強への助成	助成	ある
	助成の内容	
	補助率	0
	上限額	0
伝建地区における耐震対策への助成	耐震診断	助成措置なし
	耐震補強	修理のみ助成
	助成の内容	
文化庁補助事業以外での耐震対策への支援	耐震診断	支援制度なし
	耐震補強	支援制度あり
	助成の内容	
耐震対策を実施するための専門家・技術者の有無	体制の有無	整っていない
	体制	
	業務内容	
	必要な支援	市全体を対象として、町家や耐震改修の相談窓口があるため、必要に応じて案内している。